

自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住する申立人らについて、居住地の①福島第一原子力発電所との位置関係（方角及び距離）、②避難指示等対象区域との近接性、③公表された放射線量及び④自主的避難の状況を自主的避難等対象区域と比較、検討して、自主的避難等対象区域と同水準の賠償が認められた事例。（和解案提示理由書あり。掲載番号35）

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、別紙記載の申立人ら（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（第2項記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

精神的損害、生活費増加費用、移動費用及び追加的費用

2 和解金額及び対象期間

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目についての和解金として、それぞれ以下の（1）から（4）を合計した金額である別紙損害賠償額欄記載の金額から同既払金額欄記載の金額を差し引いた残額である同和解金額欄記載の金額の支払義務があることを認める。

（1）平成23年3月11日から同年12月31日までの間に妊婦又は子供（満18歳以下、以下同じ。）であった申立人

金額：40万円。ただし、平成23年3月11日から同年12月31日までの間に自主的避難を実行していた申立人に対しては、60万円

対象期間：平成23年3月11日から同年12月31日まで

（ただし、平成23年3月12日から同年12月31日までの間に出生した申立人については、出生日から同年12月31日まで）

（2）平成23年3月11日から同年12月31日までの期間に妊婦又は子供でなかった申立人（平成24年1月1日以降に出生した申立人及び申立人X2（申立人番号〇〇）を除く。）

金額：8万円

対象期間：本件事故発生当初の時期

（3）平成24年1月1日から同年8月31日までの間に妊婦又は子供であった申立人

金額：12万円

対象期間：平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

（ただし、平成23年3月12日から平成24年8月31日までに出生した申立人については、出生日から平成24年8月31日まで）

（4）平成24年1月1日から同年8月31日までの期間に妊婦又は子供でなかった申立人

金額：4万円

対象期間：平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月2日

(仲介委員 橋本副孝、同 桑野雄一郎、同 松本佐弥香)

別紙

申立人番号	氏名	現住所	損害賠償額	既払額	和解金
1	〇〇	〇〇	120,000	40,000	80,000
2	以下省略				